

## 労働安全衛生法に基づく特別教育に係る 修了証の再交付・書替えについて

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部兵庫職業能力開発促進センターは、職業訓練の一環として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく特別教育を実施しております。

平成26年度より、平成18年度以前に実施した特別教育の修了台帳の保存期間を以下のとおり変更しました。

当該変更に伴い、特別教育修了者に対する修了証の再交付・書替えの申請の有効期間は、修了証交付から5年間となり、有効期間を過ぎた場合には再交付・書替えが受けられなくなります。

何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

### 変更内容

#### 変更前

平成18年度以前に実施した特別教育に係る修了台帳の保存期間：30年

平成19年度以降に実施した特別教育に係る修了台帳の保存期間：5年



#### 変更後

実施した特別教育に係る修了台帳の保存期間：5年

#### 【お問い合わせ】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

兵庫支部 兵庫職業能力開発促進センター 訓練第一課 受講者第一係

兵庫県尼崎市武庫豊町3-1-50

TEL：06-6431-7277